

◇ 物納の許可限度額

Q : 令和7年の税制改正で、相続税の物納の許可限度額が改正されたそうですが、どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限っては、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による物納が認められています。

物納が認められる金額は、「納付すべき相続税額」から、「納期限まで又は納付すべき日に金銭で納付することが可能な金額」及び「延納によって納付することができる金額」を控除した金額(物納許可限度額)の範囲内で認められます。

「納期限まで又は納付すべき日に金銭で納付することが可能な金額」は、「納期限又は納付すべき日において有する現金、預貯金その他換価が容易な財産の価額に相当する金額」から「申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3月分の生活費」と「申請者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額」を控除して求めます。

令和7年の税制改正では、この物納の許可限度額の算出方法が明確にされ、「物納の許可限度額は、延納の許可限度額から延納による納付可能額を控除した額に延納期間が終了した日以後における3カ月分に相当する生活費と当面必要な運転資金の額との合計額を合算した額」とされました。

